

帆足家文書

橋 本 操 六

ここに紹介する「帆足家文書」は、日田市諸留町在住帆足コウ氏の所蔵文書である。帆足家は豊後清原一族の裔であり、代々玖珠郡帆足郷に住したが、文禄二年大友家滅亡後岩室村に帰農した。久留島氏入部ののちは岩室村里正、元禄六年からは有田郷大里正をつとめ、明治に至った。天明二年帆足家系図を作成した帆足正周によれば、民部少輔鑑直の代、島津退脚後の天正十五年、「掃除ノ塵焼ヨリ大火ニ及ビ、城中残ラズ焼失」し、「此時、繪旨御教書、又ハ正通以来相伝ノ品々、大友家ヨリノ感状等焼滅」したという。帆足家に伝わる中世文書は、この時「焼滅」をまぬがれたというより、内容から、正周らによって収集された可能性が高い。

帆足家は、『二千五百年史』『日本経済史』などの著書で知られる竹越三又の来訪（大正期と昭和初）を受けており、最近では法政大学の芥川龍男氏・福川一徳氏の調査も行なわれたようである。しかし、彼等による帆足家文書紹介の話は寡聞にして聞かない。ここに紹介するゆえんである。なお、来年早々には、系図や先祖書等を含めた所蔵史料の活字化がなされるという。

去廿至當郡敵取出候之處、即時馳向、遂合戰、敵宗徒之者數百人討捕候之砌、別而御粉骨、殊親類被官、或者分捕高名、或者被疵之由、忠貞誠無比類候、弥堅固之才覺憑存候、必追而一段可賀申候、此等之儀、為可申、賀來宮内少輔進之候、恐と謹言、

七月廿三日

(大友) 義鑑 (花押 4)

森左馬助殿

大友宗麟義鎮感状(紙切)

長と在陳軍勞、殊立花鑑載成敗之刻、別而碎手、被疵忠儀之次第感入候、弥馳走專一候、必取静、一段可賀之旨(ママ)、猶吉弘左近大夫可申候、恐と謹言、

八月廿六日

(大友義鎮) 宗麟 (花押 8)

森彈正忠殿

大友義統書状

御門跡之筆跡三給候、令悦喜候、何様可秘蔵之趣、猶曰杵越中守可申候、恐と謹言、
(鑑速)

正月廿五日

(大友) 義統 (花押 3)

森彈正忠殿

豊臣秀吉朱印状(紙豎)

八木三十石、小つかひとしてもち米拾五石、合四十五石いちやかたへたしかにはかりわたすへきもの也、
天正十四年十一月十八日（朱印）

たんしやう

豊臣秀吉朱印状

度々書状之間、具被聞召届候、従高麗次舟無由断申付、其外其元政道方以下諸事入精段尤候、弥其嗜専一候、猶木下半介・山中橋内可申候也、

九月八日（朱印）

毛利民部大輔とのへ
（高政）

宮木長次とのへ

大友吉統義統書状

（端裏切封）
「（墨引）」

為八朔之儀、兩種給候、喜悅候、猶重々可申候、恐々謹言、

八月一日
（大友義統）
吉統（花押7ノ1）

森傳右衛門尉殿

大友義延一字状

〔端裏切封〕
〔墨引〕

一字之事、延定遣之候、恐々謹言、

十月十七日

大友
義延 (花押)

森傳右衛門尉殿

大友義延一字状

一字之事、延貞遣之候、恐々謹言、

九月二日

大友
義延 (花押)

藤久作殿

江戸幕府老中連署書状 (紙折)

以上、

急度申候、仍到木曾馬場半左衛門ニ、塩硝買申候儀、被仰付候間、信州伊奈御代官所之内、木曾摸寄能所にて、米三百石程半左衛門手形を取、可有御渡候、為其添状如此候、恐々謹言、

安帯刀

九月廿七日

直次 (花押)

成筆人正

正成 (花押)

本上野介

正純（花押）

伊奈
御代官衆

まじる

松 忠義書状（紙折）

尚といつれも重而自是可申入候、

飛脚被越、殊肥後きせる三拾本并見事成赤毛之鷹犬一疋給、毎度遠路之所念被入候段、令満足候、犬之儀此方へ參着以後、追付掌を見候處ニ、事之外逸物ニ而、不大形令秘藏候處、繩をぬけ逃申候、舟着宿毛と申所へ可參と存尋ニ遣候、未左右無之候へとも、多分捕可參と存申候、（以下折返）「然者同姓権六事、爰元被越候、此方ニも人多候へとも、其方儀故留置、傍ニ召仕候、委曲之儀者長屋権内・小倉須兵衛（カ）可申述候、恐々謹言、

松土左守（カ）

二月十五日

忠義印

森又右衛門殿

まじる（カ）

松 忠義書状（紙折）

尚と見事犬毎度被越、満足不過之候、將又家来生駒木工かた追委細被申越通申聞候、

為見舞遠路飛脚到来、殊見事之鷹犬二疋牽セ被越、令満足候、二疋之内黒を牽入申候由、左様可有之候、黒者勝而見事ニ有之候、虎犬も能犬ニ而候間、牽入候ハ、逸物ニ可罷成と一別(以下折返)而令秘藏候、當地別条無之、我等所勞も同篇之事候、例方寒甚候付而、一入養生申事候、猶期後音之時候、謹言、

松土左守

極月十七日

忠義^⑩

森又右衛門殿

御宿所

松 忠義書状(紙折)

一書申入候、當春者遠路為見舞被罷越、久々ニ而令面談、大悦此事候、其後終以書状も不申候、爰許無別条、我等氣分も同篇之事候、然者次第寒氣被成候一付而、痛在之候、随而些少之至候へとも、銀子式枚并塩(2)鮎百入一桶進入候、猶追而可申候、謹言、

松土左守

十月十九日

忠義^⑩

森又右衛門殿

松 忠義書状(紙折)

尚以旧冬ハ鷹犬給満足申候、牽入申候處ニ、一段之犬にて弥令秘藏候、

九州筋へ飛脚遣候間令申候、其許別条之儀在之間敷存候、其見廻二者、吉利支丹宗門之もの在之候由二候之處ニ、何茂被召捕候旨、先以一段之儀共ニ存候、當地無相替儀、我等氣立同篇ニ候、随而考式ニ候へとも、時分物ニ候一条帷子二之内単物一給候、猶期後音之時候、恐々謹言、

松土左守(右)

五月三日

忠義印

森又右衛門殿

御宿所

(大分県総務部総務課・大分市端登一九五七―)

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(一)

豊前国六六八ヶ村の村名・村高・領主名を記した豊前国高帳の外、宇佐郡下麻生村・宇佐村・元重組・田口組・下毛郡今津組・宮園村・中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会